

桑名市行政改革大綱

－ チャレンジプラン 2010 －

第3次

平成22年度～平成28年度

桑 名 市

目 次

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 これまでの行政改革の取り組み・・・・・・・・	2
2 総合計画での位置づけ・・・・・・・・	3
3 基本方針・・・・・・・・	4
(1) 効率的な行政経営・・・・・・・・	6
(2) 安定的な財政経営・・・・・・・・	8
(3) 市民との協働・・・・・・・・	10
4 計画期間・・・・・・・・	12
5 実施計画・・・・・・・・	12
6 推進体制・・・・・・・・	13

本市では、平成16年12月の新桑名市の誕生以降、「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市 ～住み良さ日本一をめざして～」を将来像とする「桑名市総合計画」（平成19年度から平成28年度までの10年間）を策定し、魅力あふれる自立したまちづくりを計画的に進めています。

一方で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、将来を見据えた財政基盤の確立を目指した「集中改革プラン」（平成17年度から平成21年度までの5年間）を策定し、事務事業評価の導入による事務事業の改善、定員管理適正化計画による総人件費の抑制、指定管理者制度等による民間委託の推進など様々な改革に取り組み、一定の成果を収めてきました。

このような中、国の三位一体改革による地方交付税の見直しや世界的な景気低迷、地方分権の進展など地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化しています。また、地域社会においても核家族化や晩婚化をはじめとするライフスタイルや価値観の急速な変化、少子高齢化や国際化社会の本格的な到来、地域経済の長期的な停滞などこれまで経験し得なかった変革期に直面しており、従来からの行政運営では十分なサービスを提供できない状況となりつつあります。

合併後5年が経過して、新しい市民間の交流も徐々に増し、まちとしての一体感や連帯感が育まれる一方、行政運営・施策に関する新しい課題やニーズも生まれてきています。本市としても今後予想される厳しい財政状況や社会変化の中で、こうした行政課題に対応しつつ、より満足度の高い行政サービスを持続的に提供するためには、旧来からの運営手法を根本から見直し、新市として相応しい効率的・効果的な行政運営体制の確立を図るとともに、その基盤となる財政の安定化・健全化を推進することが急務となっています。同時に、こうした変革への道程には、市民の理解と協力が非常に重要であり、そのためにも諸施策の公平性や透明性を確保しつつ、これまで以上に市民と行政の相互理解を深める必要があります。

今後、地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく自立した行政運営が強く求められており、本市においても、これらを目指した行政運営の再構築をとおして、市民が「ゆとり」や「豊かさ」を実感できる「質」を重視した行政サービスの実現に向けて「第3次桑名市行政改革大綱」を策定し、市民の皆さまと力を合わせてまちづくりに取り組んでいきます。

1 これまでの行政改革の取り組み

チャレンジプラン 2010

本市では、平成16年12月の合併に伴い旧桑名市で策定した「リフォームくわな（平成16年度～18年度）」を引き継ぎ、「事務事業評価システム」と「目標管理制度」の導入を中心に、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目指した取り組みを進めました。

その後、平成17年3月総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、実施期間中である「リフォームくわな」の実施項目を検証し、新規取り組み項目を取り入れた「桑名市集中改革プラン（平成17～21年度）」を新たな計画として平成18年3月に策定しました。同プランでは、「事務事業の再編・整理、廃止・統合」、「民間委託等の推進」、「定員管理の適正化」、「給与の適正化等」を基本方針とした53の実施項目と経費削減を目標に5ヵ年計画で取組むとともに、計画の進捗状況をホームページ等で定期的に公表してきました。

行政改革の主な取り組み

区分	名称	計画期間	主な取り組み
第1次	リフォームくわな	H16～H18	<ul style="list-style-type: none">・事務改善運動の実施・事務事業評価システムの試行・窓口開設時間の延長・目標管理制度導入・「市民の声」データベースの構築
第2次	桑名市集中改革プラン	H17～H21	<ul style="list-style-type: none">・事務事業評価システムの導入・使用料・手数料の見直し・収納率の向上・指定管理者制度の導入・給食調理業務の民間委託・定員管理の適正化・給与等の適正化・第三セクターの見直し・組織機構の見直し・市民活動センターの設置・パブリックコメント制度の導入

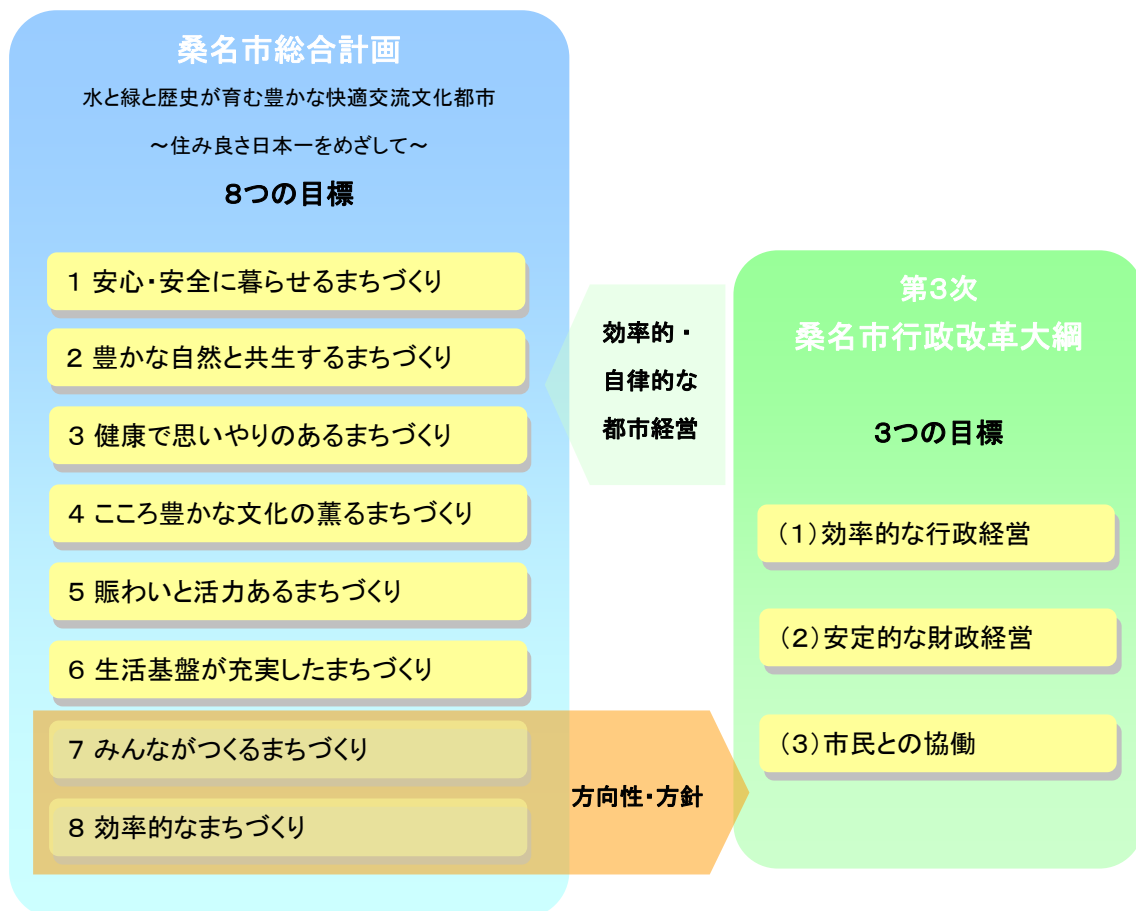
2 総合計画での位置づけ

チャレンジプラン 2010

平成18年9月に策定した市総合計画では、旧市町で取り組んできたまちづくりの成果を踏まえ、市民の共通の目標となる中長期的な方向性を示す一方、厳しい財政状況を踏まえた「選択と集中」による事業選択の取り組みや「市民の参加と協力」によるまちづくりなどを推進することとしています。また、サービス水準の数値目標を設定するなどの新しい試みにも取り組み、地方分権の進展や財源構造の環境変化に対応しながら持続的な発展を可能とする効率的な行政運営を目指しています。

行政改革大綱は、総合計画の「みんなで作るまちづくり」における「住民自治と協働によるまちづくりの推進」や「効率的なまちづくり」における「管理から経営への転換」を進める上での方向性や方針などを示すものであり、総合計画の諸施策と車の両輪となって進めていくものです。

そのため、本大綱は総合計画の計画年度に合わせた取り組みとし、また、これまで実施してきた各行政改革施策の評価・検証を踏まえ、より社会経済情勢に対応した方針を策定するものです。

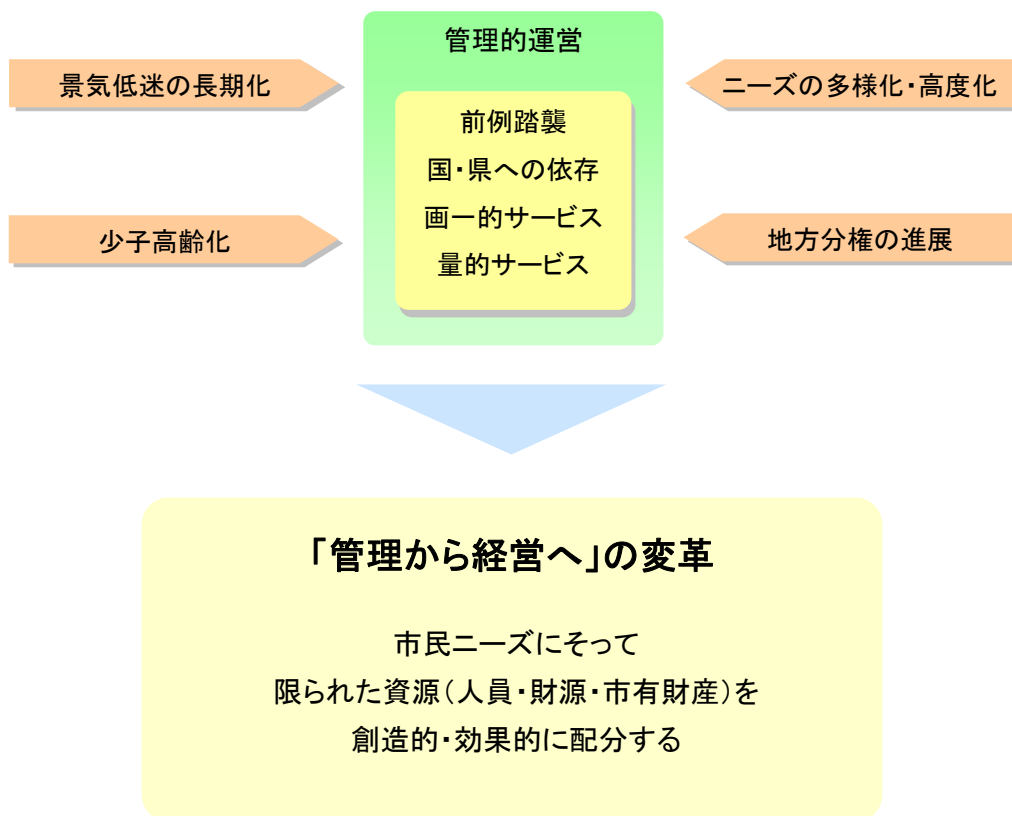


今、地方自治体には、これまでの既成概念を取り払った「**管理**※から**経営**※へ」の変革が求められています。

これまで地方自治体は、右肩上がりの経済成長のもと一定の財源が確保された中で、法令や国・県の制度等のルールに基づいた画一的・量的なサービスの提供を中心とした「**管理的**」な行政運営を行ってきました。

しかし、景気の低迷による財源不足、地方分権や多様化・高度化する市民ニーズを起因とする業務の複雑化やコストの増加に対し、これまでのような管理的な手法では十分な対応ができない状況となりつつあります。

そのため、今後の行政運営には、自己決定・自己責任の原則に基づき、各々のサービスに対する市民ニーズと満足度を総合的に勘案して、人員、財源などの限られた資源を創造的・効果的に活用する「**経営的**」な運営手法が必要となっています。



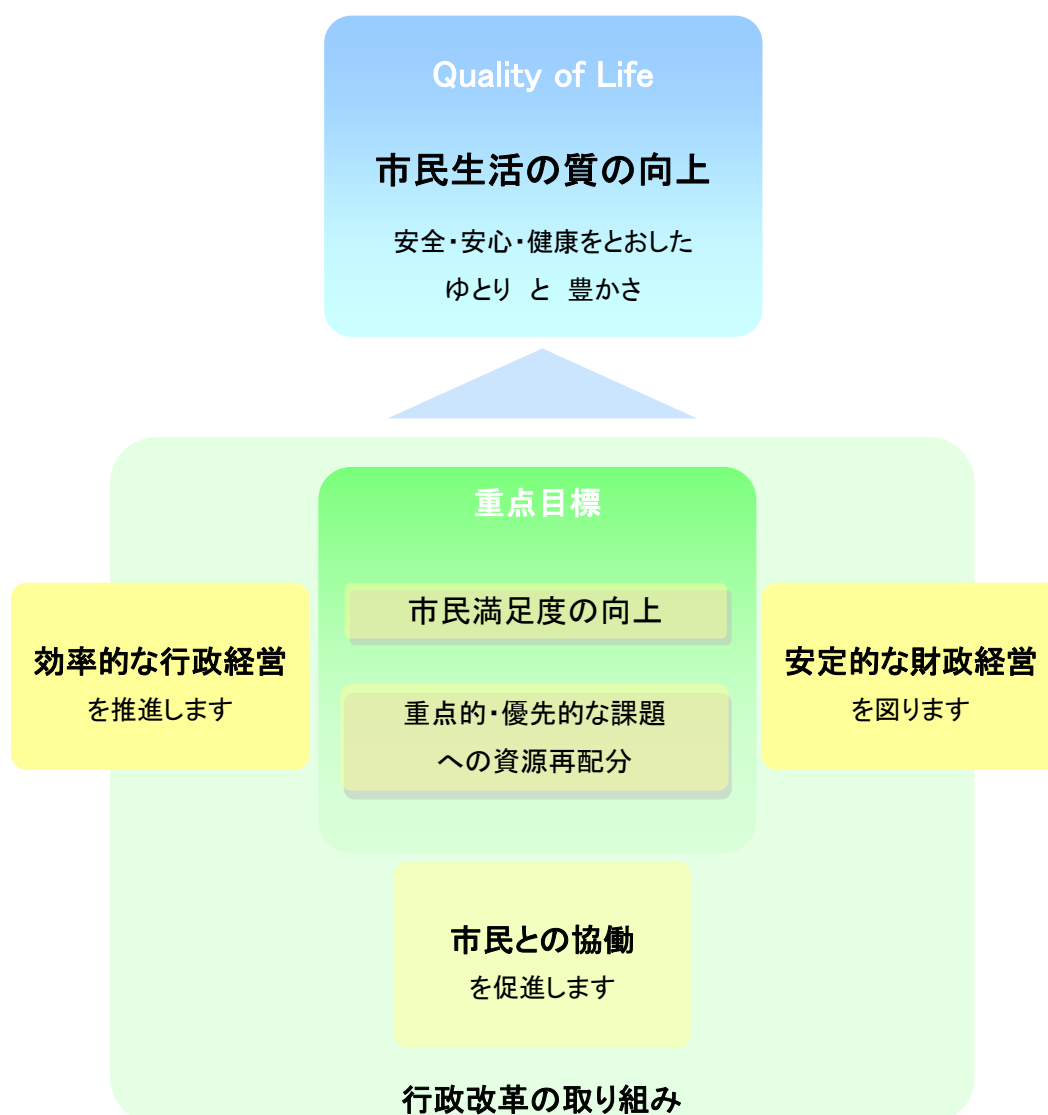
※管理：管轄・運営し、また処理や保守をすること。

※経営：方針を定め、組織を整えて、目的を達成するよう持続的に事を行うこと。

本市は、こうした「管理から経営へ」という行政運営の再構築の考え方から、「チャレンジプラン 2010」をキャッチフレーズに「効率的な行政経営」、「安定的な財政経営」、「市民との協働」を3つの基本方針として設定し、計画的な行政改革による効率的・自律的な都市経営を推進します。

そして、施策の実施に当たっては、都市経営の成果である「市民満足度の向上」と行政改革によって生み出された資源（人員、財源、市有財産）を総合計画に基づく「重点的・優先的な課題に再配分」することを重点目標に、安全・安心・健康をとおした「ゆとり」や「豊かさ」を実感できる市民生活における質の向上を目指します。

－ 行政運営のイメージ －



効率的な行政経営を行うために

市民ニーズを的確に把握します

時代に合った人・組織づくりをします

公共施設を活用します

限られた経営資源を効果的に活用します！

(1) 効率的な行政経営

市民ニーズと市民満足度の観点から、行政サービス毎に経営資源（人員、財源、市有財産）の効果的な配分を行うとともに、サービスの根幹をなす職員の人材育成や公共施設の有効利用を行うなど、効率的な行政経営を図ります。

①市民ニーズに基づいた効率的な事務事業の推進

●市民ニーズの的確な把握

市民ニーズをこれまで以上に的確に把握して、より市民満足度の高い行政経営を推進します。

●行政評価^{*}の活用・推進

行政評価を活用して、市が行う施策や事務事業を市民志向や成果志向の観点で評価・検証を行い、市民ニーズに沿った選択と集中を進めます。

●事務事業の効率化・最適化

市民満足度を観点とした事務事業の再編・整理、廃止・統合等のほか各種業務の簡素化や効率化を図ります。また、民営化・民間委託等をはじめとする様々な手法を活用して事業規模や執行方法の最適化を図ります。

②人材の育成と組織の活性化

●職員の能力向上

行政経営能力、政策形成能力などを身につけ、市政の課題に積極的に取り組む職員を養成するための研修や人事交流等を計画的に推進します。

●人事評価制度の推進

職員の能力を最大限発揮させるため、能力評価（人事考課評定）と業績評価（目標管理制度※）を推進します。

●組織・機構の見直しと活性化

社会情勢の変化に的確に対応しつつ、簡素で効率的な市民にとってわかりやすい組織・機構の再編に努めるとともに、重複・関連業務の継続的な見直しを図ります。

●定員適正化の推進

職員の能力向上や組織・機構の見直しと連動した効率的な人員配置を進め、定員適正化計画に基づいた職員定数の適正化を図ります。

③公共施設の効率的な運用・整備

●公共施設の有効利用

庁舎や福祉施設、教育施設などの既存の公共施設の利用状況、施設性能などを定量的に評価して、将来的なあり方やその他の有効利用法を検討するとともに、新たな需要については、既存施設の改修や余剰施設の有効利用の可能性を踏まえて検討します。

※行政評価：政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するとともに、行政活動の改善・改革を行う仕組みのこと。

※目標管理制度：職員個々が組織の方針を受けて、業務の1年間の目標と執行スケジュールを立て、計画的な進行管理を上司とともに行う制度。

安定的な財政経営を行うために

中長期財政計画を公表します

サービス現場の創意工夫を生かします

積極的に自主財源を確保します

計画や仕組みづくりを行います！

(2) 安定的な財政経営

中長期的な行政経営の裏づけとなる財政計画の策定やサービスの現場の自律的な予算編成・執行の仕組みづくりとともに、自主財源の確保により、持続的・安定的な財政経営を図ります。

① 計画的・効率的な財政経営

● 中長期財政計画に基づく財政経営

総合計画と予算の整合性を図るため、中長期の財政計画を策定して、計画的かつ健全な財政経営を推進するとともに、財政指標等の数値目標を設定して財政の健全性や弾力性を確保します。

● 自律的な予算編成

行政評価と連携した部局別予算枠配分を行い、施策成果に基づく行政資源の「選択と集中」を進めるとともに、サービス提供主体（部局・課）による現場の創意工夫を生かした自律的で効率的な予算編成・執行を行います。

● 財政情報の公表

わかりやすい内容で財政情報を公表し、市民への説明責任を果たすとともに相互理解の推進を図ります。

②積極的な自主財源の確保

●市税等収納率の向上

収納体制の整備や納付相談、滞納整理の強化などを図るとともに、納付機会の拡大に努めます。

●使用料・手数料等の見直し

受益者負担の適正化を図るとともに、市が提供する各種サービス対価を定期的に見直します。

●市有財産等の有効活用

市が所有する財産等の利用計画や利用状況を検証し、不用となったものについては売却や貸付を行うとともに、施設の空きスペースなどを資源として積極的に活用することで自主財源の確保に努めます。

●地域産業の活性化による財源確保

企業誘致や観光等産業の振興など地域産業の活性化を積極的に推進して、地域経済の拡大や雇用の創出をとおした税源基盤の拡充を図ります。

よりよいまちづくりのために

パートナーとしての連携を深めます

市民団体を応援します

情報をわかりやすく提供します

市民との情報共有を進めます！

(3) 市民との協働

市民がまちづくりに参加できる環境整備を行うとともに、積極的な広報広聴活動による市民との情報共有を推進します。

①市民と行政のパートナーシップの推進

●パートナーシップ意識の拡大

市民と行政がパートナーとしてまちづくりを進めるための意識啓発を一層推進するとともに、まちづくりに参加する市民の拡大に向けた取り組みを実施します。

●市民参画手法の整備

市民参画に関する手法や手続きを定めたルールを策定し、多様な方法による市民参画の促進を図ります。

●市民団体等活動環境の整備

ボランティア団体やNPO[※]等の市民団体が自主的・自発的に活動できるよう積極的な環境整備を行います。

②相互理解を深める情報の共有化

●タイムリーでわかりやすい情報提供

広報紙やホームページ等を通じて、市民の知りたい情報を的確、かつ、タイムリーに提供します。また、誰にでもわかりやすく、親しみやすい内容の提供に努めます。

●広聴手段の充実

パブリックコメント制度[※]や「あなたの声」等を活用して、市の施策に関する市民の意見を広く聴取します。

※NPO：「民間非営利団体」と訳され、利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない団体、組織のこと。

※パブリックコメント制度：行政機関が規制の設定や改廃、事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見を求める制度。

4 計画期間

チャレンジプラン 2010

本大綱は、桑名市総合計画との整合を図るため、平成22年度から平成28年度までの7年間とします。ただし、当該計画期間内において、社会経済情勢等の変化など必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

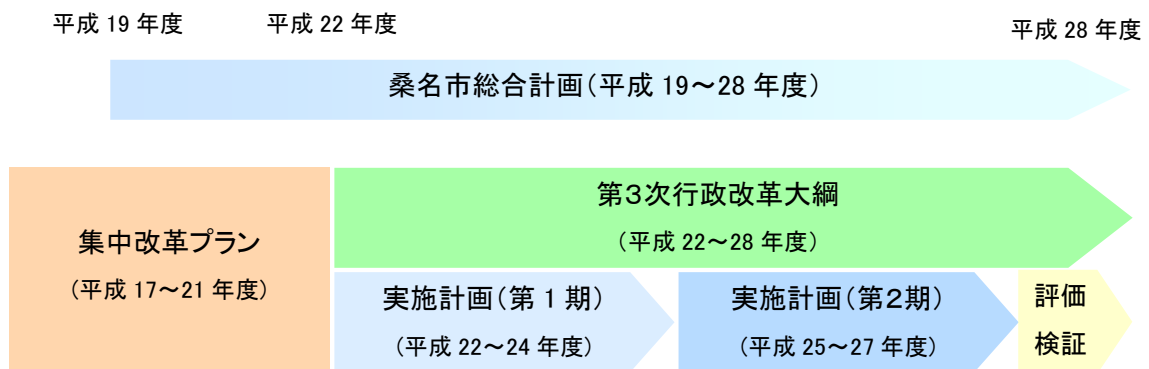
5 実施計画

チャレンジプラン 2010

本大綱に基づく具体的な取り組みを実施計画として策定します。実施計画の策定にあたっては、実施年度とともに可能な限り目標を数値化して、計画的に行政改革を推進します。

実施計画の計画期間は、本大綱の計画期間（平成22年度から平成28年度）を踏まえ、社会経済情勢など環境変化に柔軟に対応できるように、平成22年度から平成24年度までの3年間の第1期実施計画とし、また、平成25年度以降については第1期実施計画の評価・検証結果を踏まえ、平成25年度から平成27年度までの3年間の第2期実施計画として策定します。平成28年度は本大綱、実施計画の評価・検証期間とし、次期桑名市総合計画、次期行政改革大綱へ反映します。

なお、実施計画は、行政改革を不断の取り組みとするために、期間中であっても必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

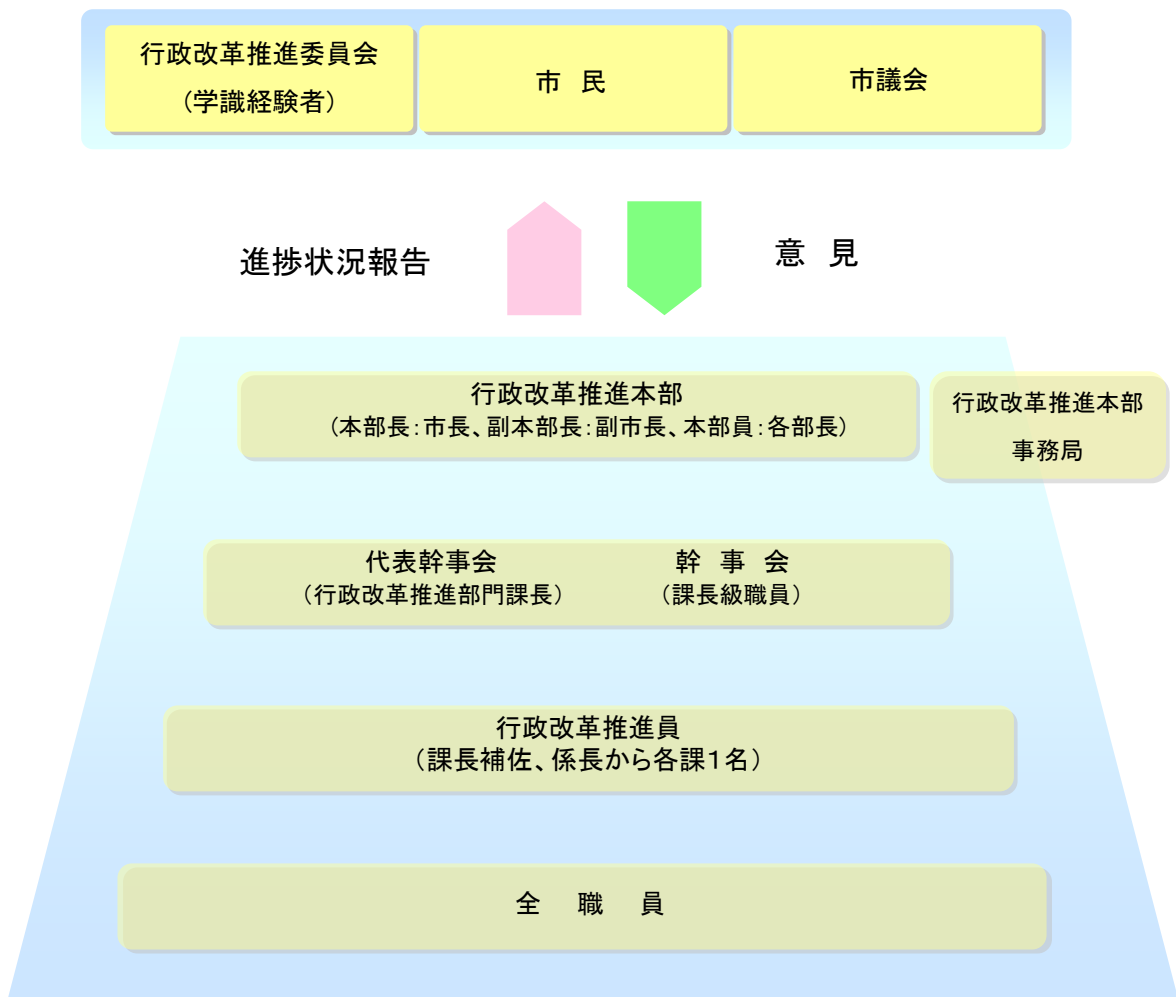


6 推進体制

チャレンジプラン 2010

市長を本部長とする行政改革推進本部、行革推進部門の課長で構成する代表幹事会、課長級職員で構成する幹事会及び各課に1名行政改革推進員を設置し、全庁的な取り組みとして展開します。

また、行政改革推進委員会、市議会に報告するとともに、広報紙やホームページ等で広く市民に進捗状況を公表することにより、様々なご意見をいただきながら計画を推進していきます。



桑名市行政改革大綱

第 3 次

発 行	平成 2 2 年 3 月
発 行 者	桑名市
	〒 5 1 1 - 8 6 0 1 桑名市中央町 2 丁目 3 7 番地
	電話 (0 5 9 4) 2 4 - 1 4 6 3
